

令和 5 年 10 月 24 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気シェーバーに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3 件
（うちカセットボンベ 1 件、ガスこんろ（LP ガス用）1 件、
石油ふろがま 1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5 件
（うち凍結防止用ヒーター（水道用）1 件、ノートパソコン 2 件、
電動アシスト自転車 1 件、電気シェーバー 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5 件
（うち食器乾燥機 1 件、電動アシスト自転車 1 件、
食器洗い乾燥機（ビルトイン式）1 件、タブレット端末 1 件、
扇風機（充電式、携帯型）1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202200444、A202200664、A202200683、A202200687、A202200823 を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

竜与貿易株式会社が輸入した電気シェーバーについて

(管理番号：A202200823)

①事象について

竜与貿易株式会社（法人番号：5012801018743）が輸入した電気シェーバーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと考えられますが、焼損が著しく、事故原因の特定には至りませんでした。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2023年（令和5年）2月8日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、購入者に向けてメール告知を行い、対象製品について回収及び返金を実施しています。

③対象製品：商品名、型番、販売期間、対象台数

商品名	型番	販売期間	対象台数
電気シェーバー	FB-507	2021年11月1日～2022年3月7日	958

2023年（令和5年）2月8日からリコール（回収・返金）を実施

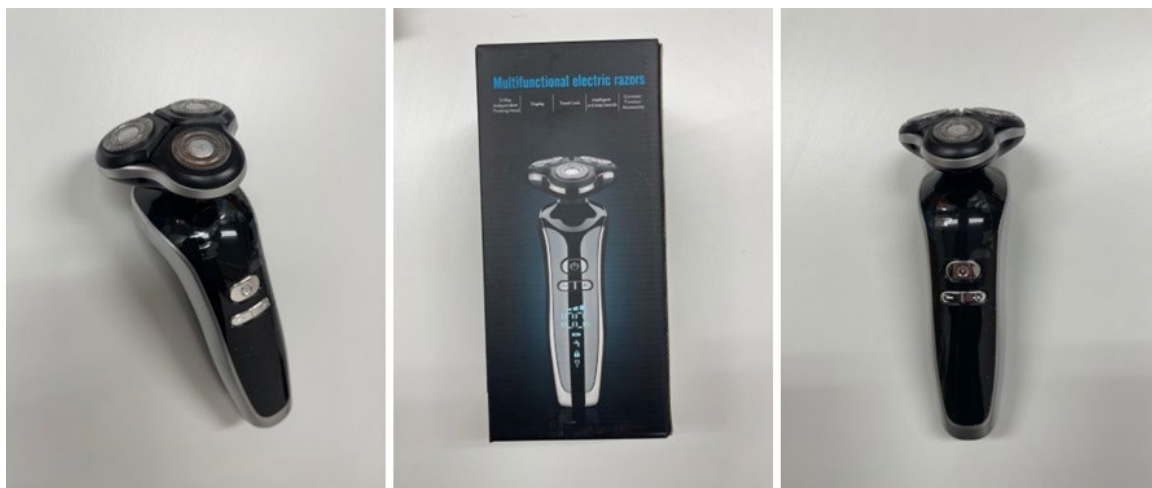
回収率：22.3%（2023年10月17日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2021年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2023年度	0	—	2021年度	0	—
2022年度	2	火災			

<対象製品の外観>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

竜与貿易株式会社 お客様窓口

電 話 番 号 : 042(512)8386

メールアドレス : recall@ryuyo.net

受 付 時 間 : 11 時～15 時（土・日・祝日を除く。）12 時～14 時まで休憩時間となっております。

ウェブサイト : <https://shopping.geocities.jp/soppy-store/p-recall/index.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当 : 石田、首藤、庄田

電 話 : 03(3507)9204（直通）

F A X : 03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当 : 伊藤、佐々木

電 話 : 03(3501)1511（内線）4311

F A X : 03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300631	令和5年9月24日	令和5年10月19日	カセットボンベ	CB-250-OR	イワタニカートリッジガス株式会社	火災	当該製品をガストーチに装着して点火したところ、当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月18日
A202300632	令和5年10月15日	令和5年10月19日	ガスこんろ(LPガス用)	PD-1MH-B	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	火災 軽傷1名	当該製品を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	製造から20年以上経過した製品
A202300633	令和5年10月8日	令和5年10月20日	石油ふろがま	CK-7	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福島県	製造から35年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200444	令和4年8月29日	令和4年9月8日	凍結防止用ヒーター(水道用)	PTC-L	電熱産業株式会社	火災	保育園で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、トイレのロータンク内で水没させて使用する製品であるが、カタログの誤記から屋外混合水栓に取り付けて使用したため、樹脂製外郭が耐熱温度を超えて加熱され、劣化し亀裂を生じたことで、内部に雨水が浸入して電源用リード線間でトラッキング現象が生じて出火したものと推定される。	東京都	令和4年9月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200664	令和4年11月15日	令和4年12月1日	ノートパソコン	PC-LL750LS3EG	NECパーソナルコンピュータ株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱し出火したものと推定されるが、焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	大阪府	令和4年12月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200683	令和4年9月17日	令和4年12月6日	電動アシスト自転車	交N19-9	株式会社ツバメ・イータム(現 株式会社ツバメ・イータムズ)(輸入事業者)	火災	当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、バッテリーに内蔵されたリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	千葉県	令和4年12月9日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200687	令和4年11月23日	令和4年12月7日	ノートパソコン	PC-LL750HS6W	NECパーソナルコンピュータ株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、バッテリー内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	北海道	令和4年12月9日に ガス機器・石油機器 以外の製品に関する 事故であって、製品 起因か否かが特定 できていない事故 として公表していた もの
A202200823	令和4年12月16日	令和5年1月17日	電気シェーバー	FB-507	竜与貿易株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと考えられるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	岐阜県	令和5年1月20日に ガス機器・石油機器 以外の製品に関する 事故であって、製品 起因か否かが特定 できていない事故 として公表していた もの 令和5年2月8日から リコールを実施(特 記事項を参照) 回収率: 22.3%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300628	令和5年9月24日	令和5年10月19日	食器乾燥機	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から25年以上 経過した製品 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和5年10月 12日
A202300629	令和5年10月10日	令和5年10月19日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリーを充電中、当該製品のバッテリー及び周 辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202300630	令和5年8月31日	令和5年10月19日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼 損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和5年9月22日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和5年10月 11日
A202300634	令和5年9月16日	令和5年10月20日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼 損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和5年10月 19日
A202300635	令和5年7月5日	令和5年10月20日	扇風機(充電式、携 帯型)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当 該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査 中。	東京都	令和5年10月13日 に消費者安全法の 重大事故等として 公表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和5年7月18 日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し て嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

凍結防止用ヒーター（水道用）（管理番号：A202200444）



ノートパソコン（管理番号：A202200664）



電動アシスト自転車（管理番号：A202200683）



ノートパソコン（管理番号：A202200687）

